

BCP関連事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

災害時の事業者の事業継続体制の整備を促進するため、事業者の実施する事業継続計画（BCP）又は経済産業大臣が認定する事業継続力強化計画の策定や、その計画に基づく防災や緊急時の対応に関連する機器・設備類の整備を支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定又は改訂（策定が義務付けられているものを除く。）	事業者	1 1事業者につき、1年度あたり1回までの助成とする。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 3 みなし同一事業者間での事業でないこと
②	防災関連設備等の整備	事業者	1 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画に基づく防災に関連するもので、非常時において使用するもの（設置が義務付けられているものを除く。）であること。 2 投資額（リース契約の場合は、リース期間における支払予定額の総額）が100万円以上のものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 4 みなし同一事業者間での事業でないこと

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできない。

※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。

※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者への委託やみなし同一事業者からの設備等の購入、リースをいう。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
①	経費に100分の50を乗じて得た額以内	1の年につき50万円	1 委託料 2 書類作成費 3 その他必要と認める経費
②	経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき300万円	1 設備等購入費 2 リース料（リース契約等に基づく、第1回リース料の支払日から起算して12月以内のものに限る） 3 委託料 4 工事料 5 その他必要と認める費用

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	—	助成対象事業の完了した日から90日以内 (実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内)
②	助成対象事業の着手30日前まで (契約又は発注の日にかかわらず、実質的に当該事業を始める日の30日前まで)	

5. 助成金の申請手順及び提出書類

①

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	事業継続計画（BCP）の要件を満たすための必要項目確認表	【市様式】 BCPの場合のみ
	事業継続力強化計画の認定通知の写し	事業継続力強化計画の場合のみ
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の写し	
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
助成金交付決定通知書の写し		

②

手 続	提 出 書 類	
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	事業継続計画（BCP）の要件を満たすための必要項目確認表	【市様式】 BCPの場合のみ
	事業継続力強化計画の認定通知の写し	事業継続力強化計画の場合のみ
	事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の写し	

助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	当該事業の 図面又はパンフレット	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、設備内容の分かる書類の写し	
	当該事業に係る見積書の写し	左記がない場合は、社内決裁資料の写しなどの、投資予定金額の分かる書類の写し	
	会社概要		
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。	
	交付申請時の提出書類		備 考
	助成金交付申請書	【第 6 号様式】	
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印	
	交付申請時アンケート調査	【市様式】	
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ	
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し	
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し	
	事業内容を証する写真		
	計画認定通知書の写し		
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。	
助成金請求時の提出書類		備 考	
請求書	【第 13 号様式】		
助成金交付決定通知書の写し			

6. 対象となる計画及び防災関連設備

- ・ 助成対象となる事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画
次の災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する計画

台風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象（猛暑、厳寒を除く）

- ・ 防災関連設備

上記災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産等

例：自家発電設備、無停電電源装置、太陽光パネル（常時使用するものではなく、非常時のみ使用するもの）、サーモグラフィ、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水版、制震・免振装置、防水シャッター（これらと同等に、災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める BCP 関連事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigy@city.kasugai.lg.jp